

老人医療費受給者証の更新手続き

満67歳以上70歳未満の方で、次の①～⑤の全ての要件を満たす方を対象にした医療費の助成制度です。所得や資産の保有状況は毎年変動することから、毎年、更新申請手続きが必要です。

なお、現在受給されている方には事前に案内と申請書を送付します。保険証と印鑑などをお持ちになり、手続きにお越しください。手続きが遅れた場合は、資格の適用が遅れる場合があるのでご注意ください。

● 受給要件

- ①世帯全員の住民税が非課税であること
- ②世帯全員の収入の合計が次の基準以下であること（遺族年金・障害年金などあらゆる収入を含む）。
 - ・ 1人／100万円
 - ・ 2人／140万円
 - ・ 3人／180万円
- ※以降1人増えるごとに40万円加算
- ③預貯金・国債・株式などが350万円×世帯人数以下であること
- ④現在お住まいの土地・家屋以外の活用できる資産（田畑山林など直

ちに処分が難しいものは除く）を有していないこと

⑤世帯以外の方から扶養を受けていないこと

問 住民課（吉備庁舎）

国民健康保険 各種認定証の更新手続き

有効期限が7月31日（水）になっている次の認定証は、それぞれ更新手続きが必要です。印鑑と保険証をご持参の上、8月1日（木）以降に申請にお越しください。

所得の変動や、世帯構成の変更などで7月まで該当していても、8月以降該当しない場合や、現在該当していなくても8月以降該当になる場合もあります。詳しくは住民課までお問い合わせください。

● 「国民健康保険限度額適用認定証」

／住民税が課税されている世帯の方

● 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」／住民税非課税世帯の75歳未満の方

問 住民課（吉備庁舎）

国民健康保険高齢受給者証の更新

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証」の有効期限が7月31日（水）に切れるので、7月下旬に新しい高齢受給者証を郵送交付します。8月からは必ず新しい高齢受給者証をお使いください。

● 一部負担金の割合／70歳から医療機関などでお支払いいただく一部負担金の割合は、現役並み所得者は3割、その他の方は2割となります。一部負担金の割合は、受給者証に記載されます。

問 住民課（吉備庁舎）

後期高齢者医療制度の被保険者証の色が「薄いオレンジ色」に

7月31日（水）の有効期限満了に伴い、被保険者証（保険証）を更新します。新しい保険証は「薄いオレンジ色」です。7月初旬ごろから順次郵便（簡易書留）で送付予定です。

● 使用は7月1日（月）から

今回お届けする「薄いオレンジ色」の保険証は7月1日（月）から使用できます。届くまでは現在お持ちの「水色」の保険証をご利用ください。

● 現在お持ちの「水色」の保険証

「水色」の保険証は8月1日（木）

以降、使用できません。

「薄いオレンジ色」の保険証が届き次第、「水色」の保険証は、住民課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局住民福祉室にお越しの際にご返却いただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分注意の上、処分してください。

● その他

・令和元年度（2019年度）住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合があります。ご確認ください。

・住民税の課税所得が145万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります。【例】今まで1割だった方が3割負担に変更となる場合は「3割（令和元年7月31日までは1割）」と記載されます。

問 住民課（吉備庁舎）